

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

奈良県葛城市長

## 公表日

令和7年7月28日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害救済制度・自己負担金徴収及び給付の支給に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種・住民に対する予防接種に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表14、126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	保健福祉部 健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市 総務部 総務課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市 保健福祉部 健康増進課 住所:奈良県葛城市北花内341番地 電話:0745-69-9900
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ]接続しない(入手)

[ ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		<input checked="" type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策            ・健康管理システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。            ・宛名番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。            ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</p> <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策            ・健康管理システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。            ・複数人による二重チェックを実施している。</p> <p>③ 不正な使用を防止する対策            ・健康管理システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。            ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。            ・府内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</p> <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策            ・健康管理システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。            ・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要的情報にはアクセスできないようにしている。            ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</p> <p>⑤ ユーザ認証の管理            ・健康管理システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。            ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。            ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</p> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理            ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。            ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</p> <p>② 移行データ            ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。            ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。            ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</p> <p>③ テストデータ            ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</p> <p>④ 相互牽制            ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</p>

## 9. 監査

実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]  ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]  ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■葛城市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部進入防止:外周警備(赤外線センサー)、24時間有人監視、監視カメラ</li><li>・入退館管理:ICカード認証</li><li>・持込・持出防止:金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理</li></ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康管理システムへのアクセス時における二要素認証</li><li>・ウィルス対策ソフトウェアの導入</li><li>・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li></ul> <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・移行作業時に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄方法を記録する。</li></ul> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li><li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li></ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li><li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。</li><li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li></ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li><li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li></ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li><li>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li><li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li><li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。</li><li>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li><li>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li><li>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li><li>・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li></ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	1-②事務の概要	予防接種法の規定に基づく予防接種対象者への個人通知と接種情報及び記録の保存信報管 理システム(予防接種) 中間サーバー	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	事後	
平成30年11月1日	1-③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 中間サーバー	健康管理システム 中間サーバー	事後	
平成30年11月1日	3 法令上の根拠	行政手続基ににおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 番号法第19条第7号及び別表第2 17-18-19 項	行政手続基ににおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 番号法第19条第7号 別表第2の16の2-16の3- 17-18-19項	事後	
平成30年11月1日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 17-18-19 項	番号法第19条第7号 別表第2の16の2-16の3- 17-18-19項	事後	
令和1年7月1日	1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	事後	
令和1年7月1日	3 法令上の根拠	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す)	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す)	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		(追加項目)	事後	
令和2年10月1日	表紙(公表日)	2019/7/1	2020/10/1	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目:1.対象 人数	令和1年7月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目:2.取扱者 数	令和1年7月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和3年2月1日	表紙(公表日)	2020/10/1	2021/2/1	事後	
令和3年2月1日	3 法令上の根拠	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 番号法第19条第7号 別表第2の16の2-16の3- 17-18-19項	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 番号法第19条第7号 別表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目:1.対象 人数	令和1年7月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目:2.取扱者 数	令和1年7月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和3年6月30日	表紙(公表日)	2021/2/1	2021/6/21	事後	
令和3年6月30日	1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	事後	
令和3年6月30日	1-③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー	健康管理システム 中間サーバー ワクチン接 種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月30日	2. 特定個人情報ファイル名	健康かるてV7	住民基本情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和3年6月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す)	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第7号 別表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事後	
令和3年6月30日	4-②	番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項	【情報提供】 【番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事後	
令和3年6月30日	II しきい値判断項目:1.対象 人数	令和1年7月1日時点	令和3年1月8日時点	事後	
令和3年6月30日	II しきい値判断項目:2.取扱者 数	令和1年7月1日時点	令和3年1月8日時点	事後	
令和3年8月12日	表紙(公表日)	2021/6/21	2021/8/12	事後	
令和3年8月12日	1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	事後	
令和3年9月1日	表紙(公表日)	2021/8/12	2021/9/1	事後	
令和3年9月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事後	
令和3年9月1日	4-②	番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項	【情報提供】 【番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目:1.対象 人数	令和3年6月15日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目:2.取扱者 数	令和3年6月15日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年12月20日	表紙(公表日)	2021/9/1	2021/12/20	事後	
令和3年12月20日	1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収に関する事務	事後	
令和3年12月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す)	行政手續基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第7号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事後	
令和4年12月12日	1-②事務の概要	行政手續基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第6号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	行政手續基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第6号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事前	
令和4年12月12日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第6号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項	【情報提供】 【番号法第19条第6号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】	事前	
令和4年12月12日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	葛城市役所 総務部 総務課 0745-69-3001 3001	葛城市役所 総務部 総務課 0745-69-3001	事前	
令和4年12月12日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ	葛城市役所 総務部 総務課 0745-69- 3001	葛城市役所 総務部 総務課 0745-69-3001	事前	
令和7年7月28日	評価実施機関名	葛城市長	奈良県葛城市長	事後	
令和7年7月28日	公表日	令和4年12月12日	令和7年7月28日	事後	
令和7年7月28日	1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収及び給付の支給に 関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種・住民に対する予防接種に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接 種事業及び発行した接種券の登録を行なう。 ・予防接種の実施後に接種登録等を登録・管 理し、他市区町村へ接種登録の照会・提供を行 う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収及び給付に 関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種・住民に対する予防接種に関する事務 予防接種法に基づく予防接種の実施・健康被害 救済制度・自己負担金徵収及び給付に 関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種・住民に対する予防接種に関する事務	事後	
令和7年7月28日	1-③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー ワクチン接 種記録システム(VRS)	健康管理システム 中間サーバー/ 団体内統合 名簿システム	事後	
令和7年7月28日	2. 特定個人情報ファイル名	住民基本情報ファイル 予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル/ 団体内統合宛名関係 ファイル	事後	
令和7年7月28日	3. 個人番号の利用	行政手續基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第8号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】 番号法第19条第6号 别表第2の16号(新型コロナウ イルス感染症対策に係る予防接種事業におけるワクチ ン接種登録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先との提供) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定め る命令 第67条の2	行政手續基における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と す) 【情報提供】 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、27、28、29、153の項】 【情報提供】 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、26、153、154の項】	事後	
令和7年7月28日	4-②法令上の根拠	【情報提供】 【番号法第19条第8号 别表第2の16の2-16の3- 17-18-19項、115の2項】 番号法第19条第6号 别表第2の16号(新型コロナウ イルス感染症対策に係る予防接種事業におけるワクチ ン接種登録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先との提供) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定め る命令 第67条の2	【情報提供】 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、27、28、29、153の項】 【情報提供】 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、26、153、154の項】	事後	
令和7年7月28日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	葛城市役所 総務部 総務課 0745-69-3001 葛城市役所 総務部 総務課 0745-69-3001	葛城市 総務部 総務課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001	事後	
令和7年7月28日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ	葛城市役所 総務部 総務課 0745-69-3001	葛城市 保健福祉部 健康増進課 住所:奈良県葛城市北花内341番地 電話:0745-69-9900	事後	
令和7年7月28日	II しきい値判断項目:1.対象 人数	令和3年9月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月28日	II しきい値判断項目:2.取扱者 数	令和3年9月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月28日	IV リスク対策: 8、11		(追加項目)	事後	様式変更に伴う記載